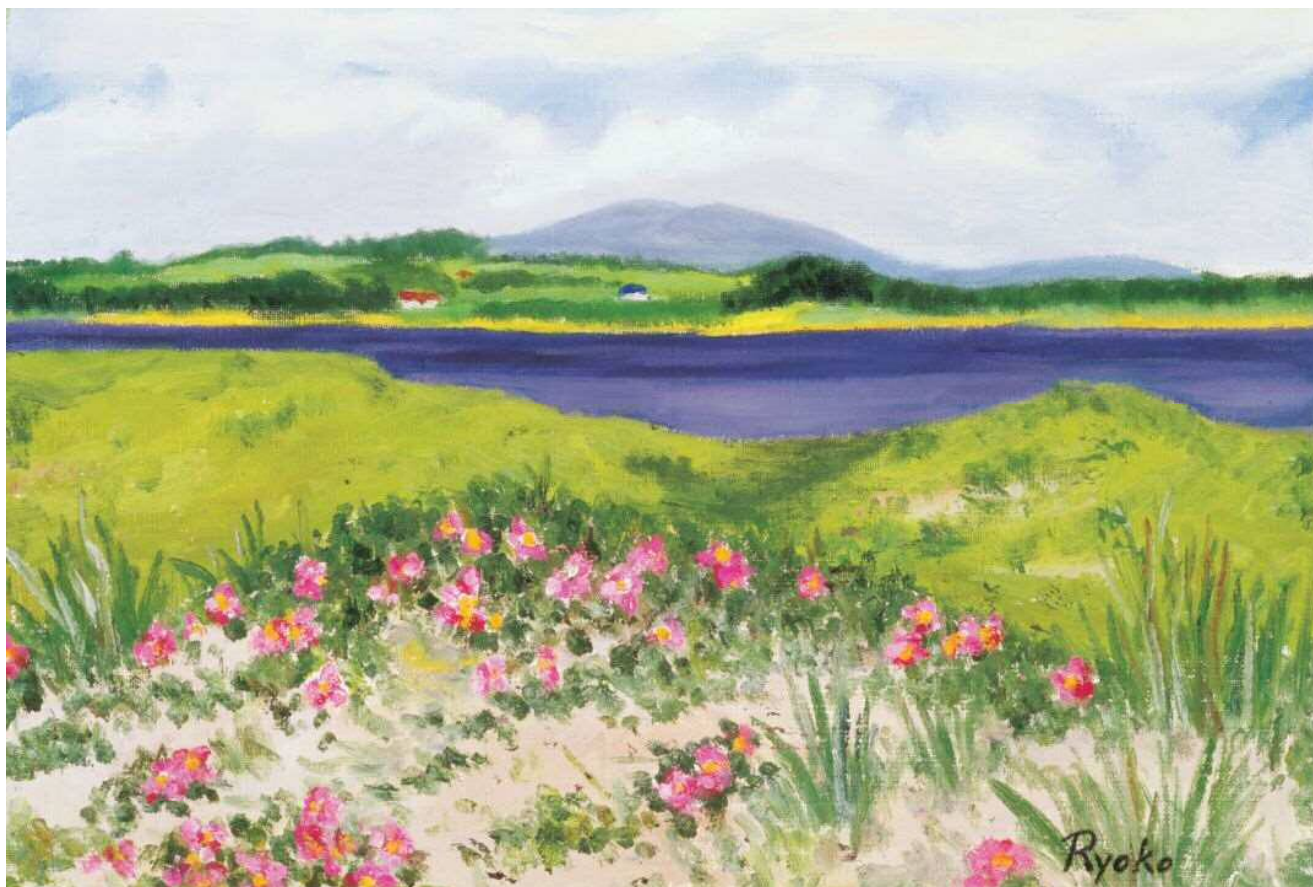


2018年新春号 第82号

# 北の峰

発行所  
北海道合同法律事務所  
札幌市中央区大通西12丁目  
☎ (011) 231-1888  
HP アドレス: <http://www.hg-law.jp/>  
発行責任者/ 笹森 学

1月9日(火)より  
業務を開始  
します



「ハマナス咲く石狩砂丘」(油彩)、三田村亮子

あけまして  
おめでとう  
ございます。



近年は毎年「政局」と言われてきたが、今年こそまさに「政局」であると実感させられる。

安倍政権は、絶対絶命のピンチであったはずであるにもかかわらず、小池新党の敵失や民進の自爆、海外情勢などによって勢力を拡大していった。すでに、改憲は現実の政治課題となっている事実から目をそらすことは許されない。

これまでの安倍政治を見ると、国民を危険にさらすことに躊躇がないとしかいいようがない。

閣議決定によって集団的自衛権を認め、他国の戦争に我が国が加担することを容認した。トランプ政権にすり寄り、北朝鮮に対する強硬姿勢一辺倒の外交方針をとり、非核三原則を骨抜きにすることによって我が国を兵器売買大国にした。そして、核兵器禁止条約に参加せず、実質的に核武装化を推し進めようとしている。

他方で、特定秘密保護法によって国民が情報を受けることができなくなり、共謀罪の成立や盗聴法の拡大などによって、国民が政府の政策を監視・批判する権利を奪った。

その仕上げが改憲である。

九条加憲と緊急事態条項。これらによって、九条は実質的に効果を失う。まさに戦争をする国日本の完成である。

北の峰今号の特集ページ(二〜三ページ)で、さらにこの内容を掘り下げてみたい。

まさに「政局」である。

二〇一八年一月

北海道合同法律事務所一同

# なぜ、安倍政権は 改憲にこだわるのか

昨年の「大義なき解散」により、安倍政権はさらに勢力を拡大し、改憲の危険がより現実的なものになりました。安倍首相は、日本の安全のための改憲であるといっています。しかし、本当にそうでしょうか。私たちは、改憲によって利益を挙げる企業や軍事態勢を強化する政府の姿を忘れてはいけません。

「戦争なんかするわけがない」と思う方もいるかもしれませんが。しかし、日本はすでに「安全保障」と「国際貢献」の名のもとに「戦争」に向かって突き進んでいます。いつ戦争に巻き込まれてもおかしくありません。そして、安倍政権がいう「九条加憲」と「緊急事態条項」の二項は、「戦争する国づくり」にお墨付きを与えるものです。この改憲を許せば、国民の権利制限も政府の権限強化も思いのままになりかねません。もう一度考えてみましょう。なぜ、安倍政権は改憲にこだわるのか。改憲によって誰が利益を得るのか。改憲によって何が可能になるのかを。

(弁護士 横山浩之)

## 事実上の改憲は 進んでいる

弁護士 渡辺達生

安倍首相が政権に復帰して五年が経ちました。この五年間に、いくつもの悪法が成立していますが、それらの中でも、最も問題が多い悪法は、特定秘密保護法（二〇一三年二月成立）、安全保障法制（二〇一五年九月成立）、共謀罪（二〇一七年六月成立）の三つです。特定秘密保護法では、幅広く、特定秘密を指定することで、国民に国

政の重要な情報を隠すことが容易になりました。安全保障法制では、部分的とはいえ集団的自衛権を認め、他国の戦争に加担することを認めました。共謀罪では、犯罪の結果が発生していないにも関わらず、犯罪についての共謀をただで、犯罪が成立します。国民に国政の重要な情報を知らせることなしに、他国の戦争に加担し、広く国民の自由が侵害される、そのような事態がいつでも起こる可能性があります。これらの法律は、いずれも憲法に違反すると言わざるを得ません。これが日本の現状です。

## 戦争で得るのは誰?!

弁護士 佐藤博文

自衛隊は、安保法制により、日本に対する武力攻撃を排除する必要最小限度の実力組織から、集団的自衛権（他国防衛）と米軍支援を行う「普通の軍隊」に転換したので、それに必要な装備への転換・拡充が必須となります。その規模について、自民党安全保障調査会は、二〇一九〜二〇二三年度に防衛費を現行の五兆円から一〇兆円に引き上げると提言しました。

一〇兆円と言えば日本の国家予算一〇〇兆円の一割にもなります。そうすると、消費税一〇％へ引上げや、暮らしや教育、医療、福祉予算の削減は必至です。その一方で、「防衛」に必要な装備をつくる企業は、改憲に

より堂々と武器を製造、販売できるようになりますから、軍需産業を「成長産業」と位置付け、その利益にありつこうとして群がっているのです。

私たちの暮らしや教育、医療、福祉を犠牲にしても、一部の軍需産業が莫大な利益を上げること、これが安倍政権が改憲にこだわる一つの目的です。

ちなみに、アメリカは、国防予算が六五兆円、退役軍人省予算（戦死者遺族への補償や傷病者医療費など）が八兆円です。さらに、トランプ政権は、核兵器の更新のために一〇〇年間で四五兆円を注ぐことを決めました。こんなアメリカと同盟を深化させ負担を分かち合うのはごめんです。



## 殺し殺されるのか

弁護士 榎井妙子

北朝鮮はアメリカと渡り合うために、核弾頭を搭載したICBMの開発に躍起になっています。トランプ大統領は、北朝鮮をテロ支援国家に指定してそれを煽ります。日本は迎撃ミサイルの展開を押し進めています。全員が怯えた顔で互いの武力を誇示しています。

北朝鮮の「敵」は米国です。しかし、二〇一五年に安倍首相が安保法制を強行採決したことにより、米軍とともに行動する自衛隊基地も攻撃目標にされ得ます。

元米国防長官のウィリアム・ペリー氏は「日本の指導者は、外交の失敗がもたらす帰結を理解する必要があります。外交の



不在や見境のない発言は、戦争、そして壊滅的な核戦争に突入する条件を醸成してしまします」と述べています。私たちの

出口は「交渉」しかありません。安倍首相が声高に叫ぶように圧力による制裁を続け、北朝鮮が暴発すれば、東京・ソウルで二一〇万人とも言われる死者が出るおそれがあります。

私たちは今まさに、殺し殺される地平の上に降り立つのか否かの選択を迫られているのです。



## 加憲は九条二項を殺す!

弁護士 池田賢太

安倍首相ら改憲派は、自衛隊明記によっても自衛隊の任務も位置付けも変わらないと言います。しかし、そんなことはありません。

安倍首相は、多くの憲法学者から自衛隊は違憲だと指摘されているので、自衛隊を明記するのだと言います。そうすると、新たに書き込まれる自衛隊は、

現行憲法の下では違憲(少なくともその疑いがある)の自衛隊ということになります。その対象となっている条文は、戦力不保持を定めた九条二項です。

ところで、法律解釈の原則として、「後法は前法を破る」というものがあります。同じ法律、同じ条文の中に矛盾する規

定が挿入された場合、新しく挿入されたものが優先するというものです。この原則によれば、加憲部分と九条二項は矛盾することとなり、加憲部分が優先されます。つまり、九条二項は条文としては存在しつつも、効力を失ってしまうのです。

自衛隊明記は、それだけでは完結しません。憲法上の機関としての「自衛隊」を維持するための規定がさらに必要になります。国防国家・軍事国家への道を切り開くことになります。



## 3000万人署名のお願い

同封の『安倍九条改憲 NO! 憲法を生かす全国統一署名』にご協力をお願いします。憲法に自衛隊の存在を明記する九条改憲の危険性を多くの方に知らせて、3000万人の署名で「改憲 NO!」の思いを伝えましょう! それが改憲発議を止める大きな力になります!

# 一事一件一報一告



## 1 札幌大学判決報告

弁護士 中島哲

当事務所の弁護士が中心となり、札幌大学の教授一三名を原告として札幌大学を相手取り、一方的に行った賃金引き下げの差額分の支払いを求めて提訴したのは、二〇一三年七月のことです（一〇月に一名追加提訴）。この賃金引き下げは、もともと七〇歳定年で、六六歳時にはだいたい年俸一二〇万円程度だった札幌大教員が、大学財政のために、定年年齢の引き下げと年俸引き下げに応じ、六六歳から七〇歳までの勤務延長制度のもとで最大年俸八〇〇万円まで勤務していたところ、そこから更に賃金四割カットの年俸四八〇万円にまで、原告ら教授の賃金が一方的に引き下げられたものです。

この事件について、二〇一七年三月三〇日には札幌地方裁判

所で第一審判決が、同年一〇月四日には札幌高等裁判所で控訴審判決がそれぞれあり、いずれも原告の勝訴判決が言い渡されました。大学から原告らに対し、合計して一億円以上の支払いを命じる画期的判決です。判決は、大学の財政難は認めつつも、賃金額の大幅減額という重大な不利益、代償措置・経過措置がとられていないこと、組合との交渉が適切かつ十分なものではなかったことなどから、賃金引き下げを無効と判断しました。

四年以上に及んだ裁判は、大学側の上告断念により決着しました。その後、残った教員と大学当局との間で、判決の内容に沿った雇用契約書を締結したようです。

この判決を機に、労使関係が正常化に向けて一歩踏み出すことを期待しております。

## 2 建設アスベスト訴訟

弁護士 長野順一

### 国の責任を認めた札幌地裁判決

建材メーカーは、アスベストの危険性を十分に知りながら大量のアスベスト含有建材を製造・販売し続け、国もアスベストの危険性を十分に知りながら規制や対策を怠り、その結果、建設作業に従事する人たちは、重篤なアスベスト疾患に罹患して命を落とし、あるいは今も苦しみ続けています。

現在、国と建材メーカーの責任を問うため、全国六カ所で一〇件の裁判が行われており、昨年二月一四日には、札幌地裁が、全国で五度目となる、国の責任を認める判決をしました。一方、建材メーカーの責任を認めませんでした。

### 初の高裁判断で、国の建材メーカーの責任を認める。

その後、昨年一〇月二四日に横浜地裁判決が、同月二七日には東京高裁判決が相次いで出され、いずれも国と建材メーカーの責任を明確に認めました。

特に、東京高裁判決は、建設

アスベスト訴訟としてはじめての高等裁判所の判決であるだけに、その判断において国と建材メーカーの双方に損害賠償を命じたことは、極めて重要な意義をもちます。

### すべての訴訟で国に勝訴

東京高裁は、まず、国が、事業主にマスクの着用を義務づけず、石綿粉じんの危険性に関する建材への警告表示等の規制内容を改めなかったことについて、違法があるとして国の責任を認めました。

この東京高裁判決により、これまで判決がなされた全国七つの建設アスベスト訴訟すべてにおいて国の責任が明確に認められ、国に責任があることは、もはや否定する余地がない状況になりました。

### 建材メーカーは責任を免れない状況に

また、東京高裁判決は、建材メーカーらが、石綿粉じん曝露の危険性等について製品への警告表示を行わなかったとして注意義務違反を認め、その上

で、特定のメーカーの

建材が原告へ到達したことおよびその頻度を、シエラに基づく確率的計算により立証する方法を採用し、これにより大きなシエラを有するメーカーが責任を免れないことを明らかにしました。

京都地裁判決、横浜地裁第二陣判決に続き、三たび企業責任が認められたことは、国ばかりでなく建材メーカーも建設アスベスト被害に責任を負うとの判断が、大きな流れとなりつつあることを示しています。

### 今年も、さらに重要な年に

今年三月一四日には、首都圏建設アスベスト東京訴訟のもう一つの東京高裁判決が予定されており、大阪高裁に係属している関西建設アスベスト訴訟の二つの訴訟も、今年中には判決がなされる予定です。北海道の訴訟も第一陣（札幌高裁）第二陣（札幌地裁）とも、本年



の結審をめざしています。国とメーカーを断罪する流れを確実にし、救済の範囲を広げるように、原告団・弁護士ともさらに奮闘する決意です。

### 3 司法修習生への修習給付金制度導入と残された課題

弁護士 橋本祐樹

二〇一七年四月一九日、第七一期司法修習生（二〇一七年一月採用）から修習給付金を一律支給する内容の改正裁判所法が成立しました。司法修習生に毎月、基本給付として一三・五万円、住宅給付として上限三・五万円が支給されます。

 首都圏	 北海道	 東北
 愛知	 京都	 大阪
 奈良	 神戸	 岡山
 広島	 四国	全国各地で スナックは、 頑張っています!!

beginners' net  
～司法修習生の給付制度復活のための若手ネットワーク～



しかし、司法修習生は裁判所共済に入れないため、国民年金、国民健康保険等の保険料を支払うことになり、裁判所の近辺で家賃三・五万円の物件はありませんから、修習生の手元には一〇万円も残らないこととなります。この金額では、司法修習期間中の生活保障という観点で不十分です。

また、新六五〇期までの無給で司法修習を行った「谷間世代」の救済策が講じられていないという問題も残っています。全法曹の約四分の一にあたる約一萬一〇〇〇人が、何らの手当もなく放置されています。無給修習を強いられた最初の世代である新六五期について、二〇一八年七月に償還開始

が迫り、残された時間は僅かです。ので、いっそう取り組まなければなりません。

## 期 日 案 内

### ① 植村事件

元朝日記者植村隆さんがジャーナリストの櫻井よしこ氏を訴えた名誉毀損訴訟は、最大の山場である証人尋問を迎えます。

二〇一八年二月六日・証人尋問  
三月三日・本人尋問

### ② PKO南スーダン

自衛隊派遣差止 訴訟…  
二〇一八年三月一日15時30分・弁論

### ③ 渡島信金再雇用拒否 訴訟…

控訴手続中

### ④ 袴田再審請求事件 訴訟…

二〇一八年三月末までに決定予定

### ⑤ 金額減額処分取消裁判 訴訟…

二〇一八年二月三日11時・弁論

### ⑥ 新人間裁判 訴訟…

生活保護基準引下げ処分取消事件  
二〇一八年三月一九日13時30分・弁論

## ヒバクシャ国際署名への協力お願い

昨年七月七日、核兵器禁止条約が採択されました。核兵器の使用や保有のほか、核抑止力を意味する「使用するとの威嚇」も禁止条項に含まれたことは大きな意義があります。既に五〇カ国以上が署名しています。しかしながら、核兵器保有五大国やその「核の傘」に依存する日本は、この条約に参加しようとしていません。

日本では、憲法を変えて自衛隊という武力で平和をつくらうとする動きがあり

ますが、武力で平和をつくらうとすれば軍拡競争に陥り、最後は核兵器の保有に行きつくことは明らかです。

昨年一〇月、条約の採択を推進したICANN（核兵器廃絶国際キャンペーン）がノーベル平和賞を受賞しました。世界中から核兵器をなくす大きな波が起きています。「安倍九条改憲NO！三〇〇〇万人署名」とともに、核兵器の終わりの始まりに向けて同封の「ヒバクシャ国際署名」にもぜひ協力ください。

# 書籍紹介

弁護士 池田賢太

今冬、道内外の憲法学者と、自衛隊明記などの改憲案に反対するブックレットを出しました。優先4項目はもちろん、24条、知る権利などの改憲案にも触れています。分かりやすく、問題点を示そうと短い期間で相当の議論をしながら書きました。

今号の北の峰の特集も憲法改正でした。2018年は正念場です。皆さんと一緒に学び、これに抗する活動をしていきたいと思っています。そんなときに、この1冊を手元において、友人や仲間たちと議論してほしいと思います。私を始め、執筆者たちはできる限りどこへでも行って、本を売る…のではなく講演をしようと決意しています。

勉強会や講演会のご要望もぜひお寄せください。



## 事務所相談日のご案内

### ■相談時間

月曜相談 13:00～16:00 水曜相談 13:00～16:20  
18:00～20:00  
金曜相談 9:20～12:00 土曜相談 13:00～15:00  
(電話受付 9:15～17:15)

### ■相談料 初回 無料 (40分)

### ■相談の申込・予約の方法

相談の申込は、お電話またはホームページにてご予約をお願いいたします。また、ご予約の際には、お名前、ご連絡先、そして簡単に相談内容をお聞きしています。

※お電話による法律相談はお受けしておりません。なお、上記相談時間以外での相談をご希望される方もお気軽にお問い合わせください。



## ホームページのデザインが一新されました



昨年10月2日、ホームページをリニューアルオープンしました! スマホでの閲覧のしやすさを考慮したデザインに変更し、イメージカラーも一新しました! どうぞ、一度アクセスを!

<http://www.hg-law.jp/>

北海道合同法律事務所

検索



弁護士  
笹森学の  
書評  
コーナー

鈴峯紅也 徳間文庫『警視庁公安』  
渡辺裕之 祥伝社文庫『傭兵代理店』



最近、公安J、傭兵代理店にハマっています。どちらも文庫版のシリーズ物ですが、権力と暴力、善と悪が描かれています。主人公小日向純也、藤堂浩志は、誰の指図も受けず、自主独立で事件を解決します。そして、いずれの主人公も暗い過去を持ち、だからこそ情があります。権力の中枢や権力と接する蚊帳の外にいて、暴力を日常としながらそれをコントロールして、悪を退治するスーパーヒーローです。そう思うのは、彼らが権力におもねず、したがって権力を敵に回すことも厭わない、不屈の精神力と倫理観があるからです。

## 作家紹介

三田村亮子 (みたむら・りょうこ) さん  
(1926年～)

表紙作品タイトル/  
ハマナス咲く石狩砂丘  
F8 2005年



【略歴】●1944年/夕張市立高等女学校卒業/夕張市若菜国民小学校へ奉職●1950年/帯広柏葉高校の絵の先生からデッサンを学ぶ●1951年/不透明水彩絵の具で初めて風景を描く●1952年/夫・三田村巽と結婚●1955年/夫・巽の転勤に伴い11年間の教員生活を辞めて札幌に移住●1963年/結婚10年目の記念に、夫・巽より油彩

道具一式をプレゼントされる●1980年/原義行先生の方玄会に入り油彩を学ぶ●1985年/遺言「一人になっても絵を描きつづけない」を残し夫・巽逝く●1987年/氣をとり直して再び描き出す●1991年/娘夫婦・孫との三世同居始まる●1995年/初個展●2006年/第2回個展●2016年/画集作成●2017年/第3回個展(回顧展)

## 編集後記

自分より少しでも長く生きてきた人の想いや考えを、しっかりと聞いて行動するべきだと、50代を目の前に、様々な出来事から身にしみて感じる機会が増えました。

今の政権は、戦争体験をしていないのに、戦争体験者の想いを無視し、これまで大切に、そして多くの国からも評価されている憲法9条を変えようとしています。

今号は、よりわかりやすい文章をこころがけてつくりました。みなさん、是非一緒に考えましょう。(I)

## しおり紹介

突然起きた困りごと、どうしたらよいか悩んだときに、「北海道合同法律事務所」を思い浮かべて頂けるようにしおりを作成しました。「しおり」として、またお守りがわりにお財布のなかに入れてご活用ください。



## ニューヨーク留学を終えて

弁護士 加藤文晴



1年半のニューヨーク留学を終えて、札幌に戻って参りました。

留学先のニューヨーク大学では、所属先のロースクール、研究所の素晴らしい教授陣やスタッフ、客員研究員の仲間たちに恵まれ、大学外でも、LGBTの問題に関わる多くの法律家や各国の活動家、ニューヨークのアジア系LGBTコミュニティの人たちと知り合うことができ、ニューヨークで築いたネットワークは、一生の財産になると思います。

この経験を糧にして、今後なお一層業務に励む所存ですので、皆様何卒よろしくご厚意申し上げます。